



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談員の
藤原です！



消費生活相談のあれこれ

NO.19

発行：東濃西部地域行政事務組合

過払い金返還請求の時効

平成18年に出資法が改正施行され、それまで、消費者金融などの貸付金利が29.2%まで大丈夫とみなされていたところ、利息制限法の上限に合わせ15%~20%となりました。最高裁で「29.2%で支払っていた金利を15%~20%で計算し直し、これまで払い過ぎていた金利の返還請求を認める」との判決が出たことにより、過払金返還請求が可能となりました。借金を完済していても返還請求は出来ませんが、その権利には時効があります。最後の取引(返済など)から10年が経過したときに権利は消滅してしまいます。改正から8年が経ち、自分には過払金返還請求ができるような借金が無いと思っている方も多くみえます。自分が対象でないか、今一度取引を思い出してみてください。

ほんとーに こんな相談ありました



スマートフォンでDVDを購入しようと、インターネットサイトで注文した。注文確定画面の後、エラー表示が出たので同じ作業を3回繰り返したら、すべて注文となっていた。返品できないか。

アドバイス

端末を使って取引をしているので、端末の不具合の可能性も考えなければなりません。大手ショッピングモールは注文確定の自動配信メールが送られてくるので、注文の確定の可否を知る手段となります。安易に注文操作は繰り返さないようにしましょう。

新規・継続 4月の相談件数 ■10件 ■11件

店舗販売 ■■■■■	24
訪問販売 ■■	2
電話勧誘販売 ■■■■	4
通信販売 ■■■■■■■■■■	29
多重債務 ■■■■■■■■	29
その他	0
問い合わせ！	1

生活苦の方や公共料金滞納のある方は、多重債務問題を抱えていることも考えられます。借金問題の相談も受けていますので、消費生活相談窓口をご案内ください。